

## 職員の懲戒処分の公表

この度、水道課主査（４９歳 男性）が道路交通法上の酒気帯び運転に該当する行為及び無断欠勤など法令等及び上司の職務上の命令に従う義務に違反する行為を行いましたので、８月１６日付けで懲戒処分（停職 ３か月）を行いました。（同日付け依願退職）

町民の皆様の町政への信頼を著しく損ねることとなり、深くお詫び申し上げます。今後は、職員の倫理意識の向上を図り、再発防止に努めてまいります。

平成３０年８月１６日

南知多町長 石黒和彦